

様式 1

4 中中一小教第 9 4 号
令和 5 年 3 月 2 日

中野区教育委員会 殿

学校名 中野区立中野第一小学校
校長名 戸崎 晃

令和 5 年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標「考える子 思いやりのある子 元気な子」を受け、発達障害等のある児童一人ひとりが抱える、学習上又は生活上の困難をより効果的に改善し、児童の学習能力や集団参加能力の伸長を図る。

- (1) 障害の状態の改善又は克服を目的とする自立活動（6 区分 27 項目）について、個別指導計画に基づき、巡回指導教員と在籍学級担任が協働して行うなど、学校全体で組織的に行う。
- (2) 指導に当たっては、人間尊重の精神と人間相互の信頼を基盤として、発達障害等のある児童が抱える困難を改善し、在籍学級の中で他の児童とともに有意義な学校生活を送れるようになることを目標に、人間性豊かな児童の育成を目指す。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 発達障害等のある児童一人ひとりの障害の程度や発達段階を踏まえ、巡回指導教員及び在籍学級担任、保護者、関係機関等が連携し、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成・活用するとともに、指導の内容について定期的に評価・改善していく。
- (2) 発達障害等のある児童について、毎月、校内委員会を開催し、巡回指導教員や巡回相談員等の専門家の助言を受け、適宜指導の内容について評価を実施し、指導・支援の工夫をする等し、改善を図る。

3 指導の重点

- (1) 発達障害等のある児童が抱える困難の背景や要因等を明らかにするとともに、在籍する学級の状況、他の児童との人間関係等を十分に把握し、児童一人ひとりの困難に応じた自立活動を実施する。
- (2) 意欲的に集団へ参加する能力を高めたり、基本的な生活習慣・態度を養ったり、自己への理解を深めそれを元にしてコミュニケーション能力やソーシャルスキルを身に付けさせたりすることに重点を置く。そのために、児童の実態によって効果的に個別指導と小集団指導を組み合わせた指導や、運動・動作の基本的技能を習得する指導を取り入れるなどの工夫をする。

4 その他の配慮事項

学校生活支援シート及び個別指導計画を作成・活用し、指導目標・内容・手だてを定期的に検討し、指導の充実を図る。

- (1) 在籍学級担任や家庭、地域、医療機関等外部の専門機関等との連携の充実を図る。
- (2) 巡回する臨床発達心理士等による指導・助言を効果的な活動を図る。
- (3) 様々な機会を活用し、児童や保護者への特別支援教育に対する理解の促進を図る。
- (4) 児童一人ひとりの特性に応じ、学校全体における教室環境の整備を図る。

様式 1

- (5) 平仮名の読みの力を高めるために、学級担任と協働し、第1学年全児童にT式平仮名音読検査を実施し、支援を行う。
- (6) 発達障害教育の専門性の向上を図るため、児童理解や指導内容等に関する校内研修を計画的に実施し、指導改善を行っていく。
- (7) 特別支援教室専門員や臨床発達心理士、専門機関と連携し、事例検討会等を実施して、児童一人ひとりの実態や変容の把握に努める。